

刑事司法の実践Ⅲ

社会内処遇段階における実践

森久智江（立命館大学）



本講義のメニュー。

I 捜査・公判段階

II 施設内処遇段階（刑務所、少年院等）

III 社会内処遇段階（出所・出院後、保護観察中など）

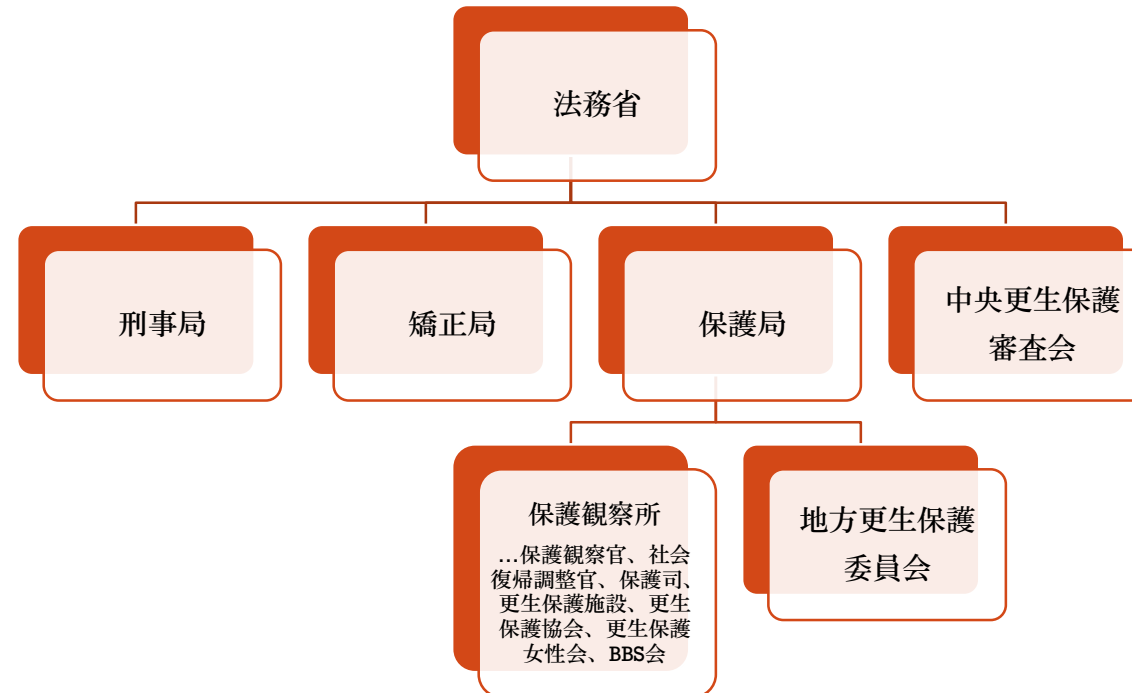
📍今ココ



そもそも社会内処遇とは？

－日本における更生保護

- 更生保護（広義）：犯罪・非行を行った人が、社会内において普通に生活しながら改善更生できるよう指導・援助すること。また、それを行うことによる犯罪・非行防止のための国の施策。
 - 更生保護（狭義）：保護観察中の者を対象として行う応急の救護、援護及び更生緊急保護（＝刑事上の手続により、身体の拘束を解かれた者への援助）
- 更生保護制度：保護観察、仮釈放、更生保護事業、恩赦、犯罪予防活動など



更生保護の理念

—犯罪者予防更生法から更生保護法へ

2007年 更生保護法成立（従来の犯罪者予防更生法＋執行猶予者保護観察法）

…2005年以降、保護観察中の仮釈放者等による重大再犯事件が発生

＝保護観察対象者に対する監視の強化へ

∴犯予法は法律の目的（1条）として「再犯防止」を明記せず

一次的目的：本人の改善更生 / 副次的目的（結果として）：社会防衛

→福祉的視点の重視

⇔一方、新しい更生保護法（1条）においては… 「社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし…」

→法律の目的において「再犯防止」を明記、かつ「改善更生」よりも優先される目的？

⇔そもそも民間篤志家から始まった生活再建支援としての日本の更生保護の歴史と、国による強制をとる処遇は異質なもの



保護観察とは？

- 保護観察：「保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、指導監督及び補導援護を行うことにより実施するもの」（更生保護法49条I）
- 保護観察の種類（48条）
 - ①保護観察処分少年（1号観察）：少年法24条I①の保護処分に付されている者。
 - ②少年院仮退院者（2号観察）：少年法24条I②に定める少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者。
 - ③仮釈放者（3号観察）：刑事施設からの仮釈放を許されて保護観察に付されている者。期間は残刑期間が終了するまで。無期刑仮釈放者の保護観察期間については、恩赦によらない限り終身。
 - ④保護観察付執行猶予者（4号観察）：刑法25条の2Iにより、刑の執行を猶予され、保護観察に付されている者。判決確定の日から、執行猶予期間が満了する日まで。
 - ⑤婦人補導院仮退院者（5号観察）：売春防止法26条Iにより婦人補導院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者。 ※過去ほぼ実績なし



保護観察とケースワーク

■保護観察の方法

- 指導監督：保護観察対象者が遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置（＝権力的・統制的作用）（57条）
- 補導援護：保護観察対象者が自立した生活を営むことが出来るようにするため、その自らの責任を踏まえつつ実施される援助（＝援助的・福祉的側面）（58条）

＝「有権的ケースワーク」、保護観察におけるダブルロール

←この相反する2つをいかに有機的・効果的に組み合わせるかを、現場の保護観察官を中心に模索 cf. 犯罪者予防更生法の目的規定（1条）

ex. × 保護観察中の所在不明者に対する形式的な取消

○「なぜ所在不明になったのか（＝なぜ保護観察の実施者との信頼関係が切れてしまったのか）」を、自覚的に追究

☞ 「ケースワーク」としての本質を見失わず、監視による再犯防止ではなく、本人が自律的に社会で生活できることを支援することが、保護観察の任務であるという考え方



指導監督と遵守事項

■指導監督の中身

- 面接その他の方法により、保護観察者と接触を保ち、その行状を見守る
- 遵守事項を遵守し、並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう、必要な指示その他の措置をとる

→遵守事項は行為規範であり、指導監督の目標・基準

⇔違反があった場合には、仮釈放取消、刑の執行猶予取消、婦人補導院仮退院取消、少年院への戻し収容、保護観察処分少年に対する施設送致申請等の事由に

➤一般遵守事項：保護観察対象者全員が守るべき事項＝保護観察を効果的に行う枠組み

➤特別遵守事項：個々の保護観察対象者の有する問題性に応じた遵守事項

※生活行動指針：保護観察対象者の改善更生に資する生活又は行動の指針（56条）

←違反しても不良措置にはつながらない ex. 真面目にはたらくこと

⇒遵守事項や、生活行動指針は、本人とのコミュニケーションをもとに、途中変更や廃止も可能。



保護観察の実施体制

■「協働態勢」下における保護観察官と保護司の役割分担

- 保護観察官の役割：①面接による協働態勢下への導入、②調査・診断・実施計画の策定、③危機場面の調整・介入・処置、④有権的措置（良好・不良措置）、⑤保護司に対するスーパービジョン

←さらに、SST、集団処遇、家族ケースワーク、カウンセリング、社会参加活動等に加え、近年は認知行動療法に基づくプログラム（専門的処遇）の実施

- 保護司の役割：民間性と地域性の長所を活かした多様性に富むケースワーカー

←官としての保護観察官が関与できない時間的・地理的範囲での見守りが可能



社会内処遇における福祉的支援

- 保護観察対象者に対する「応急の救護」
- 満期釈放者、保護観察に付されない全部又は一部執行猶予者、起訴猶予者、罰金又は科料の言渡しを受けた者、労役場出場者、少年院退院者・仮退院期間満了者等に対する「更生緊急保護」（期間は6か月以内）

← 法律上の位置づけは異なるものの、実質的な支援内容は同様

...医療機関、福祉機関等から必要な援助が直ちに得られないために改善更生が妨げられるおそれがある場合、食事、衣料、旅費等を給与若しくは貸与し、又は宿泊場所等の供与を更生保護施設に委託するなどの緊急の措置を、本人の申し出に基づいて実施

☞ 近年、この枠組みを利用した起訴猶予者への支援や、保護観察所での「特別支援ユニット」等の「官による入口支援」が拡大



但し、このような「入口支援」の無制約な拡大には問題も

福祉による支援を受けることを条件にした起訴・不起訴決定
...確かに本人が支援につながることを確保できる側面はあり

⇔一方で、「福祉を受けること」が実質的な強制へ

∴捜査機関による再起訴の余地

→却って本人の福祉に対する忌避感にもつながりうる

☞社会内処遇においては、どのような福祉的支援の拡大のあり方が望ましいのか？



社会内処遇における 新たな「司法と福祉の連携」のあり方

➤連携のハブとしての保護観察所の新たな役割

…自立準備ホーム、定着、（個別の専門分野等を有する）民間支援団体等、新たなアクターと、既存の刑事司法機関や支援の担い手を繋ぐ必要性

→従前の更生保護分野のみでは対応できなかった課題（医療的ニーズを有する人や社会内での受け皿の確保が困難な女性・少年等の支援等）のためのネットワーク構築へ

☞事案ごとの連携のみならず、日常的な関係性構築が必要



さらに、自治体レベルにおける 再犯防止推進施策との連携へ。

➤2017年 再犯防止推進法

...各自治体においても再犯防止推進計画の策定・実施を求められることに

←都道府県を中心に地方再犯防止推進計画策定が進行中

...実質的には、新たな事業をおこすというよりも、もともと各自治体で行われてきた多様な取り組みを、どのように横で繋げていくのか、あるいは、具体的な支援を担う民間との連携をいかに適切に行っていくのが課題に

※但し自治体によってかなり取り組みに濃淡あり

※重層的支援体制整備事業への取り組みにも注目